

# 災害時・非常時に備えて

(町内会向け)



令和 2年 4月  
七 飯 町

## この手引きの目的

災害には、地震、火山噴火、風水害など様々で、最近ではその被害が甚大化するなど、今まで以上に災害に対する備えが重要となっています。また災害の対応はその種類・規模ごとに対応が異なるため、状況に応じた対策が必要です。

どんな災害でも正しい情報の取得や伝達は非常に重要で、平成30年9月6日の胆振東部地震に起因する全道的な停電（ブラックアウト）時には、情報伝達手段が遮断されたことによる情報の錯そうなどが生じ、様々な通信手段の確保の重要性を改めて認識しました。

防災の基本は自助（自分の身は自分で守る）ですが、非常時には、正確な情報把握と、情報を地域で共有して適切な対応をとることが必要です。

この手引きでは、町内会等における情報の収集や伝達方法及び防災への対応や体制づくりなど基本的な内容をまとめておりますので、今後の防災対策にご活用ください。



## 自分でできる情報収集

災害には、地震、火山噴火、風水害など様々で、最近ではその被害が甚大化しています。

災害時の情報伝達や収集の方法はいろいろありますが、「情報が来るのを待つ」のではなく、「自ら情報を取りに行く」ことが基本であり大切なことになります。



### 【情報収集手段】

手 段	内 容
防災行政無線	屋外スピーカーや戸別受信機により災害情報を放送します。
緊急速報メール	携帯電話に直接お知らせする伝達方法です。携帯電話によって設定が必要な場合や受信できない機種もあるため、各携帯電話会社にご確認ください。
広報車	役場や消防署の車両で車載のスピーカーを使用して情報をお知らせします。
テレビ	七飯町のほか、全国・全道の気象情報や被災状況が放送されます。また避難所開設などの情報は NHK のデータ放送でもご覧になれます。
ラジオ	災害時は電池で稼働するので貴重な情報収集端末です。
インターネット	パソコンやスマホから町のホームページを閲覧し災害情報などを収集できます。
役場などに電話	自宅が停電などで情報が収集できない場合は役場など公的機関への電話問い合わせで情報収集しましょう。

災害時の情報は役場や气象台、NHK など公的機関の情報が正確です。  
(停電復旧の問合せは北海道電力です。)

デマや誤情報に注意して情報収集することが重要です。

## 【スマートフォンなどを活用した情報】

(R02.2現在)

七飯町ホームページ	七飯町から発信する防災情報を掲載しています。 ・ハザードマップや避難情報、町道通行止情報など <a href="http://www.town.nanae.hokkaido.jp">http://www.town.nanae.hokkaido.jp</a>
気象情報	○北海道防災情報 北海道が各地の気象情報や防災情報などを提供。 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> ○函館地方気象台 渡島地域の気象警報・注意報など気象情報を提供。 <a href="https://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/">https://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/</a>
道路情報	○北海道地区道路情報 北海道内の国道、道道、高速道路における通行止の情報を提供。 <a href="https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index_jizen.htm">https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index_jizen.htm</a>
川の情報	○国土交通省 川の防災情報 久根別川、鳴川、蒜沢川、軍川の水位情報などを提供。 <a href="https://www.river.go.jp/portal/#80">https://www.river.go.jp/portal/#80</a>
防災アプリ	○スマートフォンによる防災アプリ さまざまな機関から提供されている防災アプリを活用し、情報収集ができます。提供元は信頼できる機関を選んでインストールしましょう。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	○携帯電話・スマートフォン・防災行政無線に提供 弾道ミサイル・緊急地震速報などを強制的に携帯電話やスマートフォンに情報を伝達します。 ※携帯電話等の機種により受信できないものもありますので、携帯電話会社にお問い合わせください。

インターネットを使えないなど情報弱者を町内会で把握し、情報が行き届くような体制づくり、連絡体制を構築しましょう！



## 町内会など組織としての備え

災害はいつ起こるかわかりません。また災害は必ずやってくるという意識をもって備えることが重要です。

また、行政（町・道・国など）ではできる限りの情報を発信しておりますが、すべての方がその情報を得ることは難しい場合もありますので、町内会などの組織内で情報を伝えることも必要です。

情報伝達の方法や体制について事前に話し合っておきましょう。

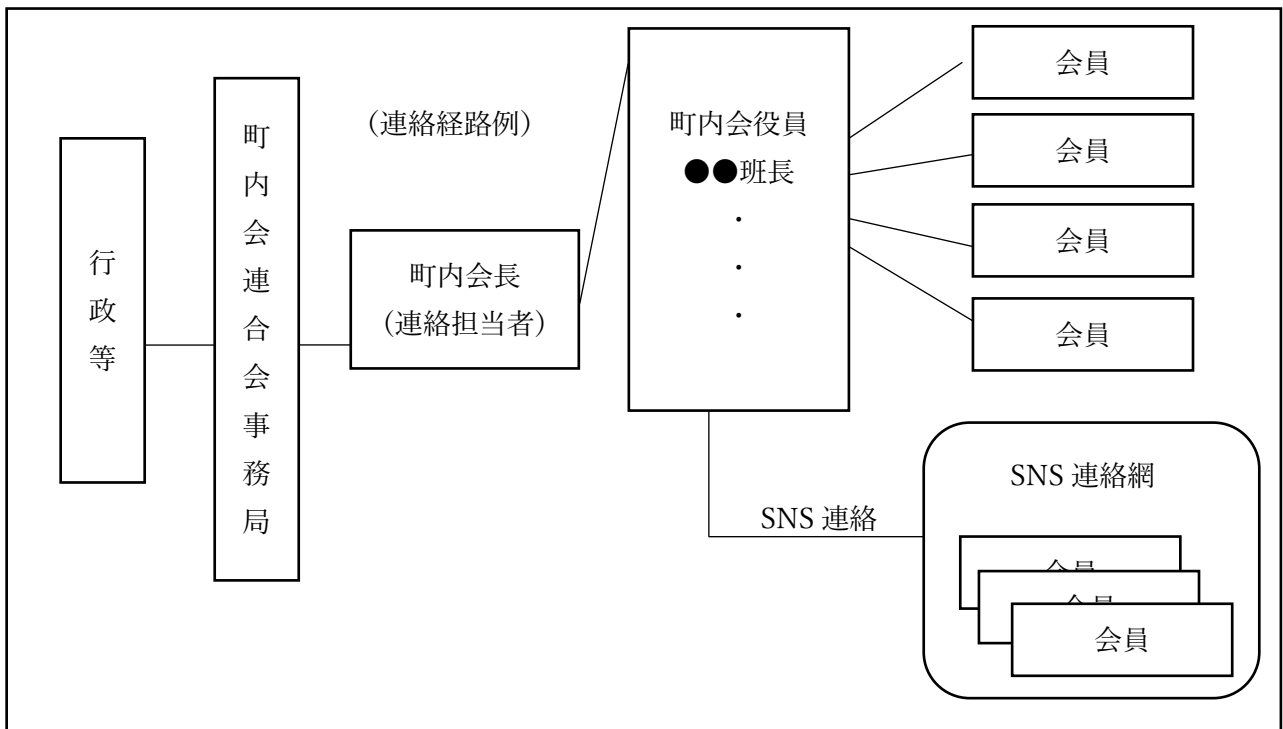
### ■情報伝達の整備

町内会などの組織が受けとった情報を全員に伝えることは、非常に難しい面もありますが、連絡体制や伝達方法など、普段から決めておくことが重要です。非常時には、防災行政無線や緊急速報メールの他、町から町内会連合会事務局を通じ町内会長などの連絡担当者に連絡が入ります。その情報を町内会員にどのように伝えるかを決めておく必要があります。

また情報連絡班など、情報収集・伝達を担当する班を構成し、情報伝達のルールづくり、連絡網の作成・更新のほか、インターネットなどで取得した情報をいち早く連絡網の連絡責任者へ伝えるなどの体制を構築することも有効です。

### ■町内会での連絡網

#### 1. 町内会等の連絡経路（例）



## 2. 町内会連絡網の作成例

### 〇〇町内会連絡網（例）

連絡網	No1（〇〇班）			
作成年月日	令和元年 月 日			
役職	氏名	電話番号	携帯電話	備考
会長	大沼 十郎	65-1111	090-1111-2222	
〇〇班長	小沼 和子	65-2222	090-1111-3333	連絡責任者
	佐藤 一郎	65-3333	090-1111-4444	
	七飯 太郎	65-4444		携帯電話なし
	木村 四郎	65-5555	090-1111-6666	
	鈴木 太郎	65-6666	090-1111-7777	
	中村 次郎	65-7777	090-1111-8888	
	川村 五郎	65-8888	090-1111-9999	
	斉藤 花子	65-9999	090-2222-1111	
	佐々木 三郎	65-1222	090-2222-2222	
	村田 六郎	65-1333	090-2222-3333	
<p>連絡網の取り扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この連絡網を第三者に提供したり紛失したりしないこと。</li> <li>2 この連絡網は災害時の緊急連絡時、〇〇〇〇のときなどのみ利用すること。</li> <li>3 連絡がとれないときは〇〇〇〇すること。</li> <li>4 連絡網の最後の人には連絡責任者に連絡すること。</li> <li>5 連絡網は要点を簡潔に正確に伝えるようにすること。</li> <li>6 電話番号の変更などがあった場合、連絡責任者に変更内容を連絡すること。</li> </ol>				

## 連絡網作成・運用のポイント！

- 連絡網は“正確に”・“迅速に”に注意しながら作成しましょう。
- 1人がたくさんの人数に連絡すると時間がかかりますので“手分けして”を意識しましょう。
- 電話など口頭で伝えるのは少しのズレがおおきなズレになることがありますので、伝える項目を整理するなどしておきましょう。  
(メールなどを使用することで、誤報を防止しましょう。)
- 氏名と電話番号(携帯電話番号)などを把握し作成しましょう。
- LINEなどSNSで連絡できる方は、電話連絡網ではなくSNSでの連絡とすることも有効な連絡網です。  
またSNS連絡網を作成した場合でも、電話でできる連絡網を予備的に整備しておきましょう。
- 連絡網は情報漏洩などを考慮し適切に管理しましょう。  
また、内容は最低限必要な情報のみが記載されたものを共有しましょう。
- 町内会員に電話番号を聞くときは緊急時・災害時の連絡網作成のためということをはっきりと伝えましょう。
- 連絡網は、会長等、役割が変更となった時点で速やかに更新し、古い連絡網は回収・廃棄など、適切な管理をしましょう。
- 連絡がとれないときにどうするかを決めておきましょう。  
(会長・班長等の代行者を決めておきましょう、誰が被災するかはわかりません。)
- 引っ越しなどがあつたときは速やかに更新し、最新の状態にしておきましょう。

## ■ 行政が発信する情報

行政が町内会への連絡網を利用し発信する情報は次のとおりです。

1. 避難所の開設・閉設  
災害時の指定避難所開設のほか、避難勧告等を伴わない暴風雨等の気象事象が発生した場合の自主避難所開設などの情報を発信します。
2. 避難準備・高齢者等避難情報、避難勧告、避難指示（緊急）  
避難に関する情報を発信します。また避難対象者の安否確認等の際にも利用させていただくことがあります。
3. 地域が特定される災害情報  
災害の範囲がごく狭い場合に、対象の町内会へ情報を発信することがあります。

## ■ 町内会館などへの情報の掲示

連絡手段が寸断されるなどの場合に備え、地域会館に情報を掲示する人、場所をあらかじめ決めておきましょう。

## ■ 防災に関する町内会の組織を設置しましょう

町内会のなかで「防災班」などを組織し、災害時の行動を明確にしておくよう準備しておくことが重要です。

防災班では避難所運営班、情報連絡班、消火班、給食給水班、避難誘導班などを設置し役割分担をはっきりさせ、普段から準備しておきましょう。

## ■ 自主防災組織

町内会などを単位とした、自主防災組織を設置し非常時には情報把握・避難誘導・避難所運営など自主的な防災活動を行います。

なお、自主防災組織では防災備品を購入するための補助金が交付されることがあります。





## ■他団体との連携

災害時や、防災の備えは町内会だけでは対応できない場合があります。他団体などとの普段からの連携やつながりをもつことで、地域の防災力が高まります。

### 1. 民生委員との連携

民生委員が把握している個人情報の開示には制限がありますが、町内会と民生委員の連携は非常に重要です。

### 2. 高齢者施設や学校、各種施設との連携

地域内にある高齢者施設や学校、病院などとの連携も重要です。

町内会では、地域内にある高齢者施設入所者が避難してくることも考慮し、普段の備えや避難訓練などを行うなど連携をはかりましょう。

また学校とは災害時や不審者などの情報を共有し、連絡体制をとれるような備えも重要です。

## ■その他の活動

- 避難をするのが困難な高齢者や障がい者、また地域で災害が発生しそうな危険個所や避難所、避難経路などを地図に落とし込み町内会単位の防災マップを作成することも有効な活動です。

「地域の人だから把握できる情報」を意識して作成することで有益な防災マップとなります。



- 普段からの防災意識・知識の向上を目的に、町内会報などで防災に関する記事を掲載するなど、広報活動に努めましょう。
- 訓練をやってみましょう。訓練は避難訓練や連絡網を活用した情報伝達訓練などを実際にやってみて、課題などがでたらその解消について話し合いましょう。

## 災害の発生に備えて

災害には、地震、風水害、火山噴火などがあり、その対応方法についてはそれぞれ異なります。

### ■地震

地震は予測できない、また突然起こる災害です。発生直後の行動を普段から準備しておくことが非常に重要です。

行動	ポイント
① 地震発生時は自分の身は自分で守る	<ul style="list-style-type: none"><li>・家具の固定や寝る場所の近くに倒れそうな物を置かないなど普段から地震の対策をするのが重要です。</li><li>・家屋が傾くなどの場合は、外へ一時的に避難することが有効ですので自宅の周りの安全な場所を決めておきましょう。</li><li>・自分の身の安全が確保されたら、家屋や家具の下敷き、火災発生、けが人など周り近所に声掛けし、異常発見時は、消防・警察に通報し、可能な限り救出・救護・消火活動などをおこないましょう。</li></ul>
② 火事に注意する。(ガスコンロやストーブ、停電したら電気ブレーカーを落とすなど)	
③ 家族の安否確認をする。	
④ ガラスなどに注意し避難可能な出口を確保。家屋の被害は著しい場合は外に出ましょう。	
⑤ テレビやインターネットなどで情報収集。	

### ■大雨等による河川の増水・氾濫


河川の増水は予測できることがほとんどです。普段からの備えのほか、発生しそうな場合は情報収集が重要です。

行動	ポイント
① 避難所・避難場所への避難。	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難する時間は思ったよりありません。まだ大丈夫と判断し避難する途中で被災することが多いです。</li><li>・雨が弱くても上流での降雨状況で急に増水することがあります。インターネットなどで情報収集しましょう。(現地を見に行くのは危険です。)</li><li>・ニュースなどで聞く「氾濫警戒情報」や「氾濫発生状況」は指定河川に発表されます。七飯町には指定河川以外の河川もありますので、警戒情報が発表されないから大丈夫という判断はしないで下さい。</li></ul>
② 家屋の高い所へ避難する。	
③ 家族の安否確認をする。	
④ 救助を呼ぶ	
⑤ テレビやインターネットなどで情報収集。	

※普段から家の周囲を片付けましょう  
流出を防ぎ、被害軽減のため


## ■火山噴火

火山噴火は、地震と同様に突然起きる災害のひとつです。発生後は行政等の公的機関が発表する情報に注意し行動することが重要です。

行動	ポイント
① 異常発見時は、直ちに通報して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•家の中では、窓から離れ、カーテンを閉めて待機しましょう。噴火は降下物による被害が心配されます。2階よりは1階が安全です。</li> <li>•火山灰はタイヤをスリップさせたり、エンジンを故障させたりと思わぬ交通事故につながります。噴火の時は外出を控えましょう。</li> <li>•避難時は、火山灰等から目・鼻・喉を保護するためゴーグルやマスクを着用しましょう。無い場合は、タオル・ハンカチで代用しましょう。</li> </ul> 
② 防災無線や緊急速報メールなど、行政等が発報する情報に注意し、避難勧告や避難指示がでるまでは落ち着きましょう。	
③ 屋外にいる場合は、自宅や頑丈な建物に速やかに移動しましょう。	
④ 運転中は安全な場所に車を止めて情報収集し、冷静に行動しましょう。	

## ■土砂災害

大雨や地震による土砂災害は大きな被害を及ぼします。行政や気象庁が発報する土砂災害の情報に注意し、兆候を感じたらすぐに避難が重要です。


行動	ポイント
① 雨が強い、地震があったときは、今いる場所の周りに斜面などがある場合は、避難の準備を始めましょう。家の周りに危険な場所が無いか、普段から関心を持ちましょう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•家の中では、窓から離れ、安全な場所に待機しましょう。</li> <li>•土砂は一瞬で迫ってきます。危険を感じたらすぐに避難ができる準備が重要です。</li> </ul> 
② 行政等が発令する避難勧告や避難指示が出る出ないにかかわらず危険を感じたらすぐに避難しましょう。	
③ 外出している家族がいたら避難したことを必ず連絡しましょう。	


少しでも危険を感じたら避難することが基本ですが、急な洪水や土砂災害、火山噴火など避難行動が危険な場合もあります。

災害の種類にあった知識や備えをあらかじめ行い、いざというときに落ち着いて行動できるようにしましょう。



## ■ その他、自然災害等に伴う事象への対応

事象	ポイント
停電  通信遮断	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 70%;"> <p><b>○照明</b>            懐中電灯、LED ライト、ヘッドライトなど            電池は器具に入れっぱなしにしておくとう液漏れ            や腐食をおこし、器具を故障させてしまう場合            があります。            電池も備蓄という考えで準備しましょう。</p> <p>※ろうそくは火災の危険があります。使用は控            えましょう。</p> <p><b>○暖房</b>            電気を使わない灯油ストーブを備えましょう。            ※灯油は長い時間おいておくと劣化します。保管環境にもよりますが、            1年以上たっている場合は劣化している可能性がありますので注意が            必要です。</p> <p><b>○コンロ</b>            カセットボンベ用のコンロを備えましょう。            特に IH クッキングヒーターを利用している家は停電時対策として重要            です。            蓄電池を準備して、IH器具を使う考えもあります。</p> <p><b>○備蓄食料・飲料</b>            3日分の食料・飲料を備えましょう。            1個食べたら1個買い足す「ローリングストック」を心がけて備蓄しま            しょう。米びつが空になる前、しょうゆを使い切る前などなくなる少し            前に購入することを心がけましょう。            水は1日最低2リットル／1人を備蓄することが目安です。</p> <p><b>○ラジオ</b>            災害情報を取得するのに有効です。            電池以外にもソーラー電源や手回しによる発電で稼働するもの、ライト            がついているものなど様々な機能のものが発売されています。</p> <p><b>○予備バッテリー</b>            乾電池だけでなく、携帯電話などを充電できる予備バッテリーも停電時            には有効です。</p> <p><b>○現金</b>            キャッシュレスや ATM など、停電時には利用できない場合があります            す。現金を備えておくことも必要です。</p> </div> <div style="width: 25%; text-align: center;">  </div> </div>

事象	ポイント
	<p><b>○ガソリン</b>            気象警報など停電が起きそうな予報が出たときは、車のガソリンを満タンにしましょう。車は一時的な暖房やシガーレットから電源を取ることができるなど、災害時には非常に役に立ちます。</p>
断水	<p>断水に備えて飲料水を備蓄しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•断水時は役場・消防や自衛隊などで給水車を出すなどの対応を行います。役場に電話、インターネットなどからの情報に注意しましょう。</li> <li>•トイレはレジ袋と新聞などを利用し水を使用しないトイレの方法を学習し、いざというときに備えましょう。</li> <li>•あらかじめ断水する情報などがある場合、風呂に水をためるなどで生活用水を確保しましょう。</li> <li>•普段から無洗米を利用するといざというとき少ない水でご飯を炊くことができます。</li> </ul> 

※これらは基本的な対応です。家庭内で考えて少しずつ備えていきましょう。

メモ（気づいた備えを記載しましょう）

---



---



---



---



---



---



---



---

## 避難について

町から避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、また危険を感じた場合は、すぐに避難をしましょう。

指定緊急避難場所は一時的な場所であり、自分の住んでいる家とは違って不便であることを踏まえて、あらかじめ準備していた備蓄品や、避難時に持ち出すリストを作成するなど、必要なものを準備しておくことが重要です。

### ■ 避難の種類

町で発令する避難指示等は「警戒レベル」を付して発令します。警戒レベルの内容などは次のとおりです。

大雨等による水害・土砂災害などの場合

気象情報 (気象庁などが発表)	警戒レベル	避難情報等 (七飯町が発表)
氾濫発生情報 大雨特別警報	警戒レベル5	災害発生情報
氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	警戒レベル4	避難指示（緊急）・避難勧告
氾濫警戒情報 洪水警報	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始
洪水注意報 大雨注意報	警戒レベル2	災害に備えましょう ※ハザードマップ確認など
早期注意情報	警戒レベル1	気象情報に注意しましょう



気象庁などが発表する警報などが発令された場合に、自動的に町が避難勧告や避難指示で発令することではありません。

災害が発生しそうな可能性・地域を判断し、その地域に対して避難情報を発令します。



## ■避難の行動

### 自主避難（警戒レベル3以下）

災害の危険を感じた場合、自主的に避難すること。

（指定緊急避難場所である地域会館等に避難する場合は役場に連絡、町内会役員へ連絡するなどして地域会館を開けることが必要です。）

### 高齢者等避難開始（警戒レベル3）

高齢者や障がい者など迅速に避難することが困難な方に対し、町が発令するものです。

高齢者等以外の方が避難を始めても問題ありません。

### 避難勧告（警戒レベル4以上）

災害の危険が認められる地域の住民等へ町などが避難を勧めるものです。

避難勧告が発令されたら原則として避難所に避難しましょう。

### 避難指示（緊急）（警戒レベル4以上）

避難勧告より拘束力が強く、避難のために町などが避難を求めるものです。

避難指示（緊急）が発令されたらその場に留まることは危険ですので、速やかに避難しましょう。

## ■避難場所

町内の避難場所は、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に区分されています。また、地震・洪水・土砂災害・火山噴火等の災害別に区分があります。普段から最寄りの地域会館等が、どの区分の避難場所かを確認しておきましょう。

### 指定緊急避難場所（屋外施設も含む。）

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。

災害発生時は、その災害に対応している指定緊急避難場所へ避難してください。

### 指定避難所

災害による危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な機関滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした避難所です。

## 福祉避難所

災害時に、一般的な避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な方に配慮した避難所です。

災害発生時には指定緊急避難場所などに避難した後、役場職員等が福祉避難所へ移送する必要がある避難者を判断し優先順位を決め、福祉避難所での受け入れ体制が整い次第、福祉避難所へ移動することになります。

災害の状況によって最寄りの避難所以外に避難所を開設することがあります。避難所開設の情報は様々な手法でお知らせしています。

また、他の自治体の住民を受け入れること（広域避難の受入）も考えられますので、地域住民のご理解とご協力をお願いします。

## ■避難時の注意点

### • 日頃からの心構えが重要です

日頃から地域や家庭で避難場所、経路、緊急時の集合場所を確認しておきましょう。避難にあたっては、高齢者や障がい者など災害時要援護者に配慮しましょう。

### • 避難勧告や避難指示（緊急）に従いましょう

避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたら、速やかに避難所に避難しましょう。（町内会等、ご近所で声を掛け合って避難をして下さい。）

### • 避難は徒歩で落ち着いて

災害の規模や種類によりますが、基本は徒歩で避難することに心がけましょう。車での避難は渋滞や避難所での駐車場所、緊急車両の通行の妨げになるなどの可能性があります。（火山噴火の場合はこの限りではありません。）

### • 戸締り・火の元の確認を忘れずに

避難の時は、ガスの元栓やストーブなどの火の元、特に停電や停電の恐れがある場合は電気ブレーカーを落とすことも重要です。また、窓や玄関を確実に施錠しましょう。

## ■町内会等として

○普段から、避難するのが困難な方などを町内会や隣近所などで把握し、避難時に声掛けができる準備をしておきましょう。





## 避難場所等一覧

### 「区分」の凡例

急＝指定緊急避難場所 指＝指定避難所 福＝福祉避難所

### 「対象とする異常な現象の種類」の凡例

洪＝洪水 土＝土砂災害 地＝地震 火＝大規模火災 水＝内水氾濫 噴＝火山噴火

### ■ 避難場所一覧

施設名	区分	対象とする異常な現象の種類	収容可能人数	電話番号
大川コミュニティセンター	急 指 福	洪土地火水噴	61(福 12)	65-3105
松の木町内会館	急 指	洪土地 水噴	45	64-0406
大川美園振興会館	急	洪土 水噴	36	65-3955
大川会館	急	洪土 水噴	22	-
大川十字街町内会館	急	洪土地 水噴	28	-
東大川振興会館	急 指	洪土地 水噴	55	65-9060
大中山小学校屋内体育館	急 指	洪土地火水噴	280	65-2225
大中山小学校グラウンド	急	洪土地火水噴	7,000	-
グリーンヒルななえ町内会館	急	洪土地 水噴	25	-
大中山コモン	急 指 福	洪土地火水噴	320(福 20)	65-9711
大中山中学校屋内体育館	急 指	洪土地火水噴	270	65-2221
大中山中学校グラウンド	急	洪土地火水噴	8,700	-
武佐川会館	急	洪 水噴	19	-
高見会館	急	洪土 水噴	14	-
あかまつ公園	急	洪土地火水噴	4,700	-
大中山多世代交流地域センター	福	洪土地火水噴	(福 100)	65-0372
中島会館	急	洪土地 水噴	25	65-4164
豊田会館	急	土 水噴	10	65-4197
鶴野地域センター	急 指	土地火水噴	85	-
鶴野会館	急	土 水噴	30	64-4231
緑町会館	急	洪土 水噴	65	65-6242
鳴川振興会館	急	洪土地 水噴	55	65-3316
果樹センター	急	洪土 水噴	32	65-4765
鳴川中央町内会館	急	洪土地 水噴	14	-
鳴川高台団地集会所	急	洪土地 水噴	12	-
本町光陽会館	急	洪土地 水噴	15	65-7292
本町振興会館	急 指	洪土地 水噴	67	65-9721
本町地域センター	急	洪土 水噴	260	-
寿会館	急	洪土 水噴	15	-
スポーツセンター	急	洪土 水噴	500	65-4116

施設名	区分	対象とする異常な現象の種類	収容可能人数	電話番号
本町見晴振興会館	急	洪水 水噴	36	65-5790
文化センター	急 指 福	洪水 地 火 水 噴	240(福 8)	66-2066
保健センター	福	洪水 地 火 水 噴	(福 20)	66-2511
七重小学校屋内体育館	急 指	洪水 地 火 水 噴	280	65-2029
七重小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水 噴	5,400	-
七飯中学校屋内体育館	急	洪水 地 火 水 噴	270	65-2211
七飯中学校グラウンド	急	洪水 地 火 水 噴	8,400	-
冬トピア団地集会所	急	洪水 地 水 噴	48	-
本町多目的グラウンド	急	洪水 地 火 水 噴	13,800	-
桜町振興会館	急	洪水 地 水 噴	40	65-5034
七飯町水防センター	急 指	洪水 地 火 水 噴	28	
藤城公民館	急	洪水 地 水 噴	69	65-5115
藤城小学校屋内体育館	急 指	洪水 地 火 水 噴	200	65-2615
藤城小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水 噴	3,900	-
上藤城会館	急 指	洪水 地 水 噴	64	64-5222
藤城青葉台町内会館	急	洪水 地 水 噴	16	-
峠下公民館	急	洪水 地 水 噴	66	65-3318
峠下小学校屋内体育館	急 指	洪水 地 火 水 噴	160	65-2415
峠下小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水 噴	4,700	-
道の駅駐車場	急	洪水 地 火 水 噴	11,300	-
南北海道大沼婦人会館	急	洪水 地 水	320	67-3531
旧大沼小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水	4,700	67-3153
大沼多目的会館	急 指 福	洪水 地 火 水	61	67-2141
旧大沼公民館	急	洪水 地 水	62	67-5656
吉野山会館	急	洪水 地 水	10	-
池田園駅前会館	急	洪水 地 水	11	-
大沼岳陽学校屋内体育館	急 指	洪水 地 火 水	260	67-2351
大沼岳陽学校グラウンド	急	洪水 地 火 水	8,700	-
川尻会館	急	洪水 地 水	11	-
軍川振興会館	急	洪水 地 水	39	67-2547
旧軍川小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水	4,100	-
俄路会館	急	洪水 地 水	14	-
東大沼駅前会館	急	洪水 地 水	10	67-2165
東大沼地区生活館	急	洪水 地 水	28	67-2969
旧東大沼小学校屋内体育館	急	洪水 地 火 水	110	67-2309
旧東大沼小学校グラウンド	急	洪水 地 火 水	3,700	-
東大沼多目的グラウンド	急	洪水 地 火 水	18,400	
西大沼会館	急 指	洪水 地 火 水	69	67-3458

(R2.4現在)

災害時・非常時に備えて（町内会向け）

---

令和 2年 4月

発行：七飯町

住所：〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

電話：0138-65-2511(代表) 0138-65-5792(情報防災課)

---